

＝利用のご案内＝

申し込み

公民館は、所定の手続きをすれば、どなたでもご使用いただけます。

使用申請にあたっては、下記の点にご留意ください。

- (1) 申請は、使用予定日の60日前から受付ますので、所定の申請書によって手続きをすませてください。
- (2) 申請は、団体の名称・代表者名により、できるだけ公印で申請してください。
- (3) 申請をする前に、あらかじめ電話または来館して、使用の規定等について、ご相談ください。
しかし、電話での受け付けは認められませんので、ご了承ください。
- (4) 特別の使用の場合は、下記の点にご留意ください。
 - ① 特別の設備を必要とするときや、機械器具など持込まれる時は、必ず許可を受けてください。
 - ② 車でのご来館者が多いと予想される場合は、必ず事前にご相談願います。
 - ③ ポスターやチラシ等配布する場合、事前に公民館の許可を得てください。

開館・休館

【開館時間】

9:00～21:30

【休館日】

国民の休日・年末年始(12/29～1/3)

施設の使用料

施設名	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日
	9:00～12:30	13:00～17:00	17:00～21:30	9:00～17:00	13:00～21:30	9:00～21:30
大研修室	860	980	1,110	1,970	2,090	3,080
研修室1	330	380	430	770	810	1,200
研修室2	250	290	330	590	620	920
和室1	140	160	180	330	340	510
和室2	240	270	300	550	570	850
児童室	120	140	160	290	300	450
調理室	470	530	600	1,070	1,130	1,670

＝原の沿革＝

原地区は、極楽寺山のふもとにあり、廿日市町の中では最北端部に位置しています。集落の大部分は、可愛川の上流にあたる二本の河川、長野川と川末川が形成するそれぞれの扇状地上に古くから展開していました。

こうした谷底の小平野は、沿岸部の平野と異なり、早くから我われの祖先の生活の舞台となって開かれていきました。同地区の黒岩遺跡では縄文式(押型文)土器が出土していますから、少なくとも縄文時代早期には、人びとが原地区周辺に住みついていたことは確かでしょう。だいたい現在より8,000年くらい前のことで、当時の人は、狩猟や漁撈で生計を立てていたと考えられています。

弥生時代になり谷底の小平野部で稲作が始められると、人びとは定住が可能となり、原地区でもいくつもの集落ができていきました。この地区内に国実遺跡や長野遺跡など弥生式土器の出土地が比較的多いのも、こうした理由によるものです。

しかし実は、この地域が原という地名で歴史の中に登場するのはそれほど古いことではありません。戦国時代までは、まだ原という地名は存在せず、厳島神社の庄園である平良庄の一地域を占めるに過ぎませんでした。このごろは、現在でも使われている「森宗」・「川末」などといった小字が最も小さな行政単位だったのです。こうした地域的なまとまりは、普通「名」と呼ばれていました。原村という行政単位が正式に登場するのは、慶長6年(1,601)に福島正則が実施した検地からです。この検地で、支配の単位をそれまでの「名」から、これをいくつかまとめた「村」にきり変えました。

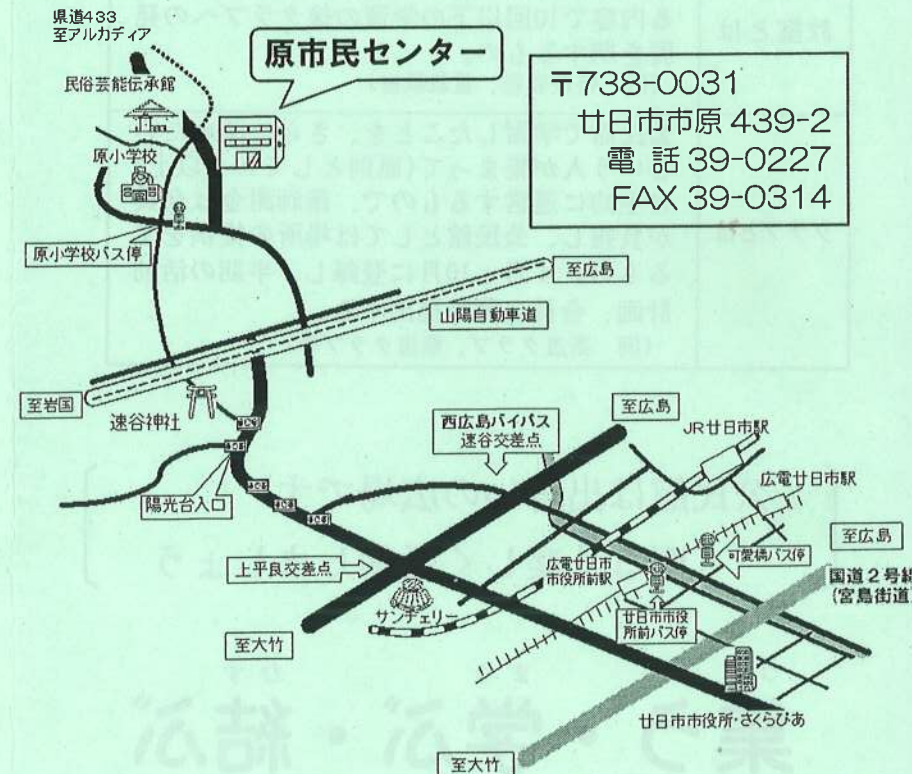
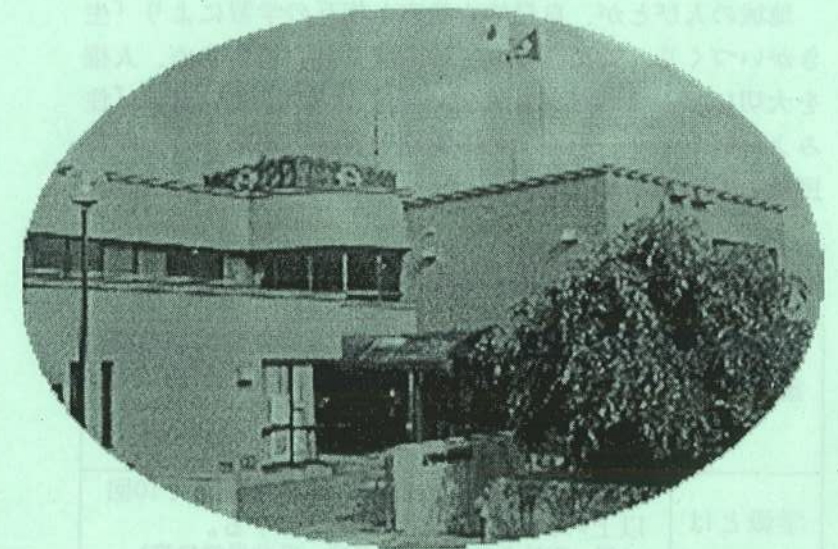
これ以後、原村といった村名は、昭和31年(1,956)に他の4カ町村と合併し新生廿日市町が発足するまで、350年余にわたって、ずっと生き続けました。もっとも、明治時代の初めに大区・小区制が採用され、周辺の数カ町村とともに第四大区第四小区となって、原という名称が消えたことがあります。この時は、大区・小区制が数年間で廃止されたために、明治11年(1,878)から再び元の原村へ復しました。そうして明治17年(1,884)に後畑地区が白砂村から分離合併され、現在の原地区の原形ができあがっていきました。

原公民館の対象地域は、面積12.35km²・人口1,959人・世帯数658世帯(昭和60年3月31日現在)です。

帰るとき 来たときよりも 美しく



廿日市市 原市民センター



＝地域活動の拠点原公民館＝

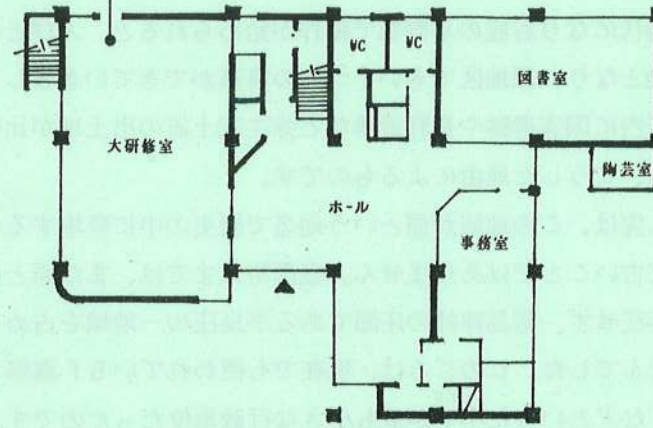
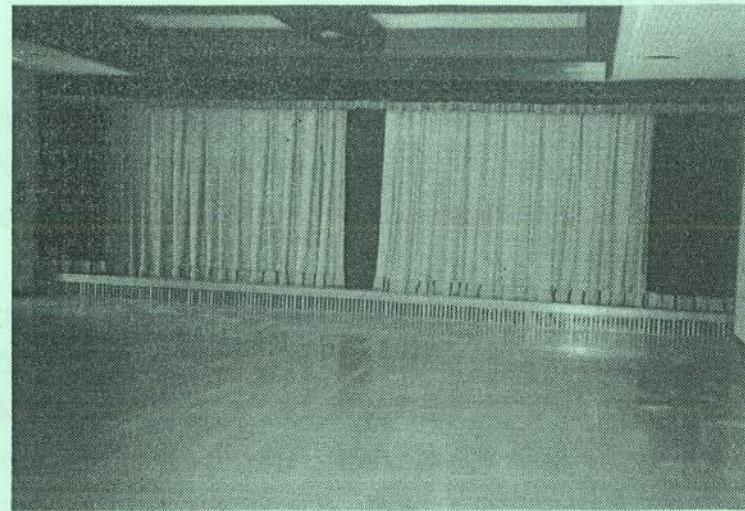
地域の人びとの学習要求にこたえ、人格の完成と個性ゆたかな文化の創造をめざすところです。

また、人生を豊かに、暮らしにうるおいを求める生涯教育を保障する教育施設であり、人間関係を大切にしようとする地域の人びとの出会いの広場です。

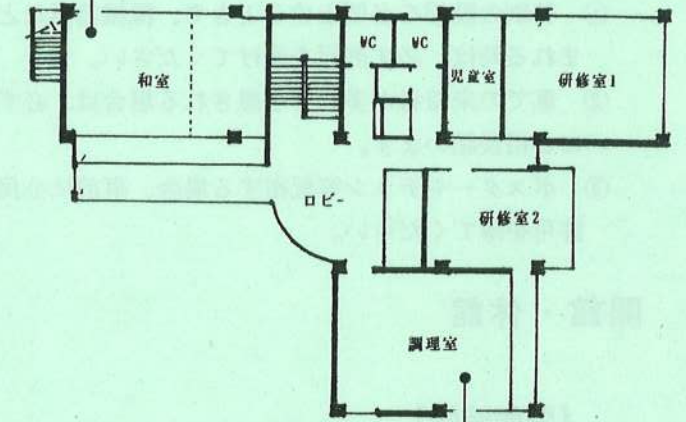
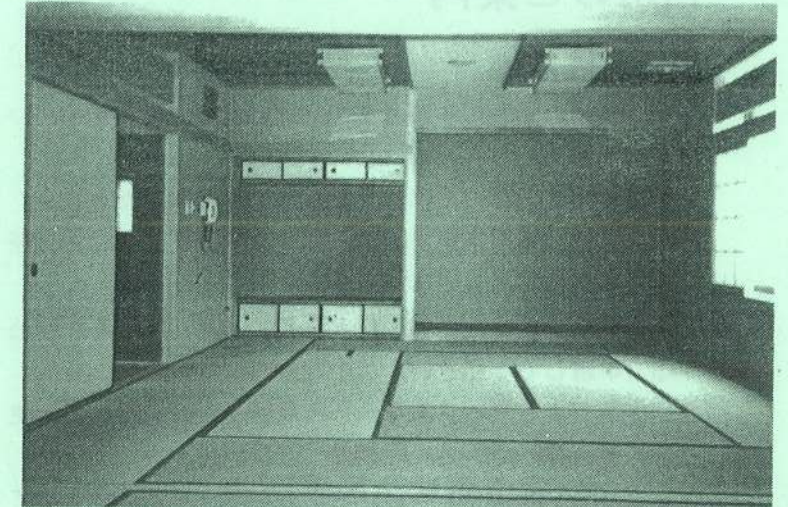
公民館には「つど・学ぶ・結ぶ」という機能があります。地域の人びとが、自発的な意志と相互の学習により「生きがいがづくり、知恵づくり、仲間づくり」をすすめて、人権を大切に、「この町に住んでいてよかった」といえる「住みよい町づくり」をすすめる意欲と実践力を培うことが公民館の役割です。

＝公民館の学習活動＝

講座とは	住民の要求課題や、行政・公民館の必要課題について6回以下の短期間で計画的に学習する。 (例 税金講座、健康講座、同和教育講座等)
学級とは	生涯の各時期にわたり対象を限定して10回以上の長期間で計画的に学習する。 (例 高齢者学級、婦人学級、乳幼児学級等)
教室とは	初心者を対象とし、趣味等気軽に参加できる内容で10回以下の学習の後クラブへの発展を期するもの。 (例 料理教室、盆栽教室)
クラブとは	公民館で学習したことを、さらに深めたいという人が集まって(原則として10人以上)自主的に運営するもので、講師謝金は会員が負担し、公民館としては場所の提供をするもの。4月・10月に登録し、半期の活動計画、会員名簿等提出する。 (例 茶道クラブ、華道クラブ等)



1階平面図



2階平面図

＝施設のあらまし＝

階	施設名	定員(名)	面積(m ²)	階	施設名	定員(名)	面積(m ²)
1	玄関ホール ロビー		94.39	2	第1研修室	24	42.90
	事務室		35.99		第2研修室	20	32.80
	図書室	24	59.40		調理室	25	59.90
	大研修室	63	109.95		児童室	15	16.50
	休憩室		8.74		第1和室	15	18.50
	印刷室		5.40		第2和室	20	30.56
	陶芸室		5.13		便所・湯沸・その他		
合計				712.81			

敷地面積 1,000.21 m²

建築面積 381.11 m²

建築延面積 712.81 m²

1階 381.11 m²

2階 331.70 m²

構造 鉄筋コンクリート2階建

工費 152,010,000円

公民館は出会いの広場です

明るく楽しく活動しましょう

つど まな むす
集う・学ぶ・結ぶ

